

令和6年4月1日以後開始事業年度等分
内国法人（グループ通算制度適用）用

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業度	：	：	法人名
-----	---	---	-----

別表
十六(一)

令六
・
四
・
一
以
後
終
了
事
業
年
度
分

種類	1					
構造	2					
細目	3					
区分	4	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5					
耐用年数	6	年	年	年	年	年
取得価額又は製作価額	7	外円	外円	外円	外円	外円
(7)のうち積み方式による評価記載の場合の価額計算の対象となる取扱い額に算入しない金額	8					
差引取扱い価額	9					
(7)-(8)						
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
帳簿価額	11					
積立金の期中取崩額	12					
差引帳簿記載金額	13	外△	外△	外△	外△	外△
(10)(11)(12)						
損金に計上した当期償却額	14					
前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
合計	16					
(13)+(14)+(15)						
平成当期分の普通償却限度額等	17					
残存価額	18					
差引取得価額 × 5 %	19					
(9) × $\frac{5}{100}$						
旧定額法の償却額計算の基礎となる金額	20					
(9)-(17)						
旧定額法の償却率	21					
算出償却額	22	(
(19) × (20)	23)				
増加償却額	24					
(21) × 割増率						
合計	25					
(16) + (22) 又は ((16)-(18))						
(16) ≤ (18) の場合	26					
算出償却額	27					
(25) × (26)						
増加償却額	28	(
(27) × 割増率	29)				
合計	30					
当期分の普通償却限度額等	31					
(23)、(24)又は(29)						
特にはに適用する税特別措置法の項	32	外				
特別償却限度額	33					
前期から繰り越した特別償却不足額	34					
合計	35					
(30)+(32)+(33)						
当期償却額	36					
差引	37					
前期からの繰り越額	38	外				
償却不足によるもの	39					
当認定期に算立金取崩しにによるもの	40					
命額						
差引合計翌期への繰り越額	41					
(37)+(38)-(39)-(40)						
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	42					
((36)+(39))と((32)+(33))のうち少ない金額						
当期において切り替てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43					
差引翌期への繰り越額	44					
(42)-(43)						
差引翌期への繰り越額	45					
当期分不足額	46					
組織再編成により引き継ぐべき特別償却不足額	47					
合併等特別償却不足額						
((36)-(39))と(32)のうち少ない金額						
備考						

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.90】通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合又は通算グループ内のいずれかの法人（次の(4)以外の制度にあっては、一定の通算加入適用除外事業者を除きます。）が適用除外事業者に該当する場合等に、次の特別償却を適用していませんか。

- (1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却
- (2) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却（適用要件の緩和措置）
- (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却

(4) 被災代替資産等の特別償却（特別償却率の上乗せ特例）
 (5) 特定事業継続力強化設備等の特別償却
 (6) 特定地域における工業用機械等の特別償却（沖縄の離島地域等に係るもの）（中小規模法人に係る適用要件の緩和措置）

【No.91】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳又は他の特別償却を重複適用していませんか。

【No.92】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.5】前事業年度からの繰り越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。